

# ちは広域連合だより

(平成25年2月1日現在) 千葉県人口 **6,191,228**人 (平成25年1月31日現在) 被保険者数 **610,697**人 **第14号**

## 広域連合長 ご挨拶



千葉県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 **志賀直温**  
(東金市長)

このたび、県内市町村長のご信任をいただき、広域連合長という重責を担うことになり、光栄であると同時に身の引き締まる思いであります。

平成20年4月1日に施行された後期高齢者医療制度も5年を経過し、制度開始時49万人であった被保険者数も24年9月時点で60万人を超えております。

すべての高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、引き続き安定的な運営に万全を尽くしてまいります。

また、国においては、昨年11月に社会保障制度改革国民会議が設置され、高齢者医療制度の在り方が議論されています。この議論の動向を見据えて、適切に対応してまいります。

後期高齢者医療制度の被保険者の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 健康診査を受診しましょう

#### ●健康診査の目的

生活習慣病及びその予備群を早期発見し、必要に応じて早期治療や予防につなげていくことで、被保険者の健康を保持・増進するために実施します。

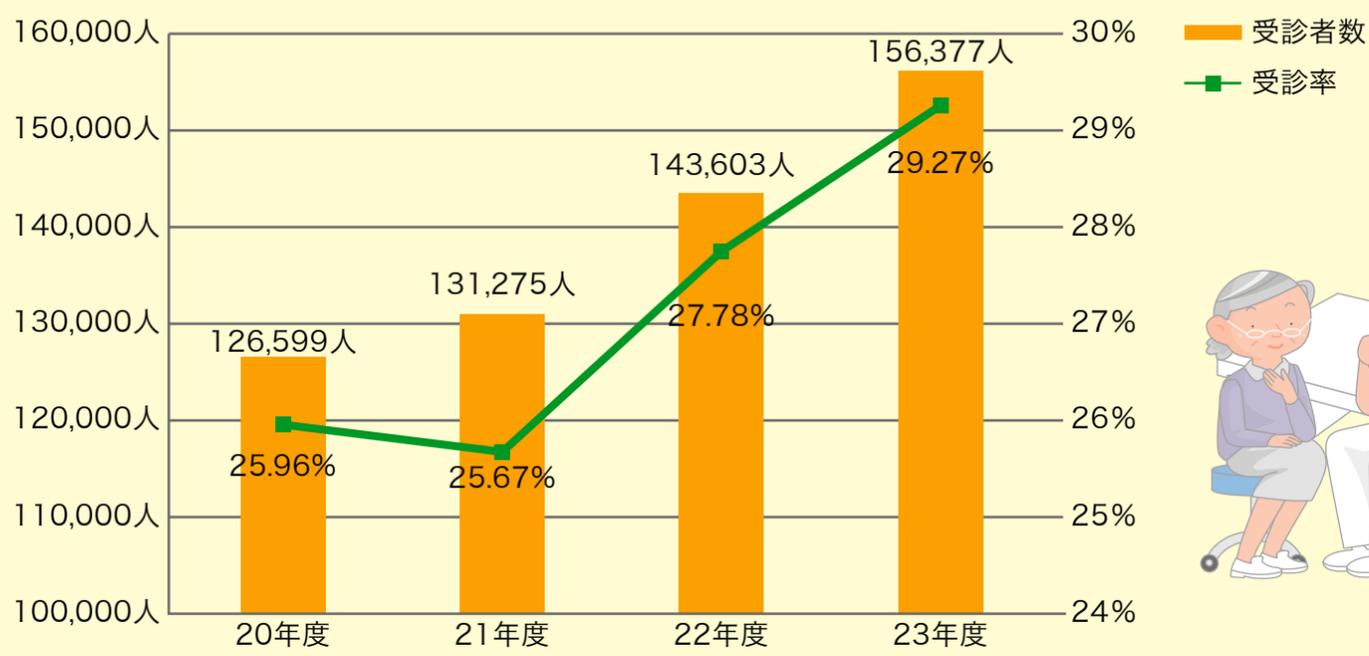
健康診査を受診することで、自分の健康状態を把握し、現状維持又は悪化しないようにすることが日常生活において重要です。

#### ●健康診査の受診方法

年度中(4月から翌年3月まで)に1回、健康診査をお住まいの市(区)町村で受診することができます。

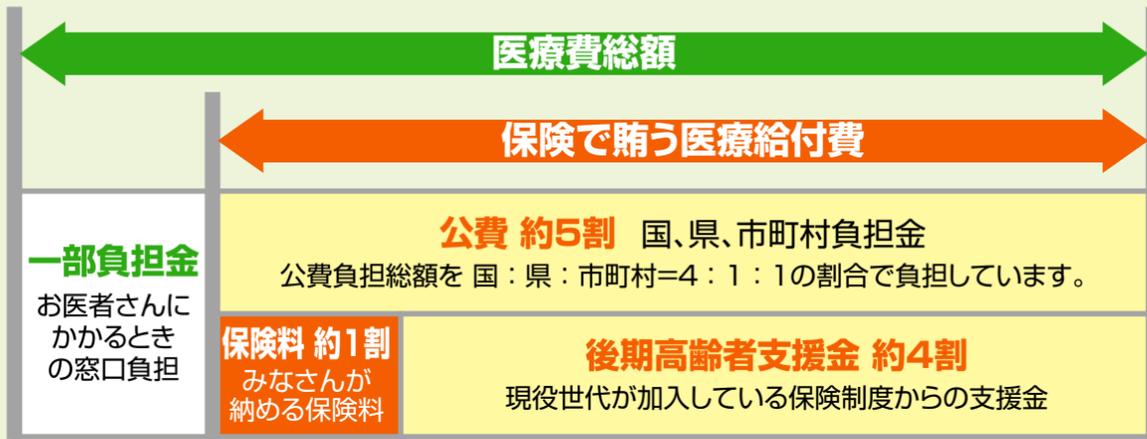
広域連合では、健康診査の実施を市町村に委託しています。実施方法及び実施期間はお住まいの市(区)町村によって異なりますので、市(区)町村からの健康診査のご案内をご確認いただくか、担当窓口までお問い合わせください。

平成20年度から23年度までの健康診査受診状況(20~22年度は確定値、23年度は速報値です。)



お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

## 後期高齢者医療制度の財政のしくみ



後期高齢者医療制度は、みなさんに納めていただく保険料のほかに国、県、市町村の公費負担、後期高齢者医療制度以外の保険に加入しているみなさんからの支援金によって運営されています。

## 平成25年度予算の概要

千葉県の後期高齢者医療制度の平成25年度の予算の概要をお知らせします。

### 特別会計予算

みなさんの医療費の給付等の保険制度を運営するための費用を計上している「特別会計」の予算の概要をお知らせします。

特別会計の歳入・歳出予算額は4,792億4,858万円です。24年度の当初予算と比較して、278億262万円、6.2%の増となりました。

歳出予算では、療養給付費が4,337億7,976万円、療養費が162億3,587万円、みなさんの医療費の負担が高額になったときに支給する高額療養諸費が192億4,622万円となり、これらの費用が全体の97.9%を占めています。被保険者数の増加と1人当たりの医療費の増加などが見込まれるため、24年度当初予算に比べると264億2,125万円、6.0%の増となりました。

また、生活習慣病等の早期発見のために市町村に委託して実施している健康診査や市町村が行う高齢者の健康づくりのための事業費の一部を助成する事業費等としての保健事業費を24年度に対して1億7,849万円、10.4%増の18億9,183万円を計上しました。

### 一般会計予算

広域連合の運営に必要な事務費や人件費についての収入及び支出は「一般会計」として予算計上しています。

一般会計の予算額は歳入・歳出とも17億8,570万円で、24年度当初予算に対して2億6,482万円の減となっています。

本紙では、平成25年度予算の概要を紹介しています。特別会計及び一般会計の予算の詳しい内容は、広域連合ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

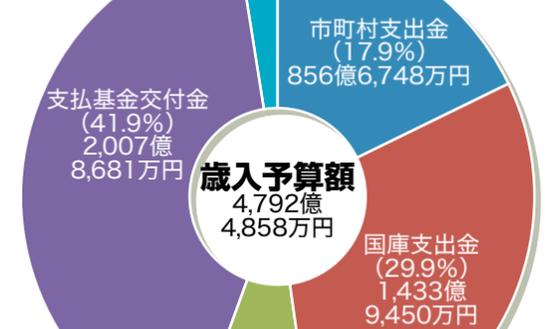
### 特別会計の内訳

#### 市町村支出金の内訳

みなさんが納める保険料 (8.8%) 418億5,155万円	療養給付費負担金 (7.6%) 365億2,595万円
-----------------------------------	--------------------------------

保険基盤安定負担金 (1.5%) 72億8,998万円

その他 (2.3%)  
112億7,497万円



県支出金 (8.0%)  
381億2,482万円

高額療養諸費 (4.0%)  
192億4,622万円

療養費 (3.4%)  
162億3,587万円

その他 (2.1%)  
99億8,673万円

**歳出予算額**  
4,792億4,858万円

療養給付費 (90.5%)  
4,337億7,976万円

## 振り込め詐欺が多発しています!!

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

広域連合や市(区)町村などの職員を名乗る者からの不審な電話や来訪が県内外で数多く発生しています。次のことに注意してください。

- 口座番号・暗証番号などの情報を教えない。
- 相手の身分証、職員証などを確認する。
- 相手の名前、所属、電話番号を聞く。
- 教えられた電話番号に電話しない。

自治体の職員がATMを操作させることはありません。

千葉県では、平成24年の1年間に、振り込め詐欺が678件発生して、被害額が約15億円になっています(千葉県警察ホームページから)。振り込む前に必ず最寄りの警察、広域連合またはお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課に相談してください。

# 平成25年度の保険料率は24年度と変更ありません

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で決定します。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の金額となります。保険料額決定通知書は、お住まいの市(区)町村から毎年7月中旬にお送りします。

年度の途中で、新たに被保険者になったとき、または被保険者でなくなったときは、月割りで保険料がかかります。

保険料を決める基準である保険料率(「均等割額」と「所得割率」)は2年度ごとに算定しています。

原則として、千葉県内は均一の保険料率ですが、右表の4市町の被保険者の保険料は、過去の医療費の状況を踏まえ、「不均一保険料率」により計算します。

## 平成24年度・25年度の保険料率

1人当たりの  
保険料(年額)  
賦課額の上限は  
55万円

均等割額  
37,400円

所得割額  
(総所得金額等－基礎控除額33万円)  
×所得割率7.29%

所得割額は被保険者の前年の総所得金額等※から基礎控除額(33万円)を控除した額に「所得割率7.29%」を乗じた額になります。

※総所得金額等とは、雑(年金)所得、事業所得、給与所得、土地や株式等に係る譲渡所得などの合計額をいいます(遺族・障害年金などは除く)。

### 不均一保険料率が適用される市町

市町名	均等割額	所得割率
旭市	35,800円	6.97%
匝瑳市	35,900円	7.00%
東庄町	35,700円	6.95%
芝山町	36,100円	7.02%

## 保険料の軽減措置

所得の低い方や被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料の軽減があります。



### 1 均等割額の軽減

均等割額については、被保険者のいる世帯の所得水準に合わせて、下表のとおり軽減されます。

被保険者及び世帯主の総所得金額等※1の基準	軽減割合	軽減後の均等割額
8.5割軽減に該当し、世帯内の被保険者全員の所得金額(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円となる場合	9割軽減	3,740円
世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が基礎控除額(33万円)を超えない場合	8.5割軽減	5,610円
基礎控除額(33万円)+24万5千円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない場合※2	5割軽減	18,700円
基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数を超えない場合	2割軽減	29,920円

※1 世帯内の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額 ※2 単身世帯の場合は、8.5割軽減と5割軽減の条件が同一となるので、5割軽減はありません。

#### ●均等割額軽減判定の所得の計算

65歳以上(1月1日時点)の方の公的年金等については、その方の所得から、さらに特別控除額15万円を差し引いた額で判定します。

例)年金収入が200万円の場合

$$200\text{万円} - 120\text{万円} - 15\text{万円} = 65\text{万円}$$

(年金収入) (公的年金等控除額) (特別控除額) (軽減判定の所得)

### 2 所得割額の軽減

被保険者の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の場合、所得割額の5割が軽減されます。基礎控除額は33万円です。

基礎控除後の総所得金額等の基準	軽減割合
58万円以下(参考：年金収入のみの場合 153万円から211万円まで)	5割軽減

### 3 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度加入の前日に健保組合、共済組合、船員保険など被用者保険(国民健康保険及び国民健康保険組合は対象になりません)の被扶養者であった方は、保険料の所得割額はかからず、均等割額は9割軽減されます。

軽減措置	均等割額	所得割額
	9割軽減	負担なし

## 保険料の納付や一部負担金の支払い等の相談について

震災、風水害、火災等で大きな損害を受けたとき、または事業の休廃止などで所得が激減したときなど、保険料を納めることや病院などの窓口での一部負担金の支払いが困難になったときは、申請により保険料や一部負担金の免除・減額を受けられる場合があります。お住まいの市(区)町村窓口にお問い合わせください。

**みなさんの納める保険料は、後期高齢者医療制度を支える貴重な財源です。  
保険料は、納付期限までに納めましょう。**

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

